

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 参照条文

(参照法令一覧)

。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）（抄）	1
。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）（抄）	4
。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）（抄）	24

。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。

1 この法律において「第一種指定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

一 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

二 当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。

三 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。

3 この法律において「第二種指定化学物質」とは、前項各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることが見込まれる化学物質（第一種指定化学物質を除く。）で政令で定めるものをいう。

4 前二項の政令は、環境の保全に係る化学物質の管理についての国際的動向、化学物質に関する科学的知見、化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況等を踏まえ、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障が未然に防止されることとなるよう十分配慮して定めるものとする。

5 この法律において「第一種指定化学物質等取扱事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、政令で定める業種に属する事業を営むものであって当該事業者による第一種指定化学物質の取扱量等を勘案して政令で定める要件に該当するものをいう。

一 第一種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「第一種指定化学物質等」という。）を使用する者その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、事業活動に伴つて付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者

6 この法律において「指定化学物質等取扱事業者」とは、前項各号のいずれかに該当する事業者及び第二種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「第二種指定化学物質等」という。）を使用する者その他業として第二種指定化学物質等を取り扱う者をいう。

第二章 第一種指定化学物質の排出量等の把握等

(排出量等の把握及び届出)

第五条 第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量（第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法その他の主務省令で定める方法により当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量として算出する量という。次項及び第九条第一項において同じ。）及び移動量（その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量として主務省令で定める方法により算出する量という。次項において同じ。）を主務省令で定めるところにより把握しなければならない。

2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出（次条第一項の請求に係る第一種指定化学物質に係るものを除く。）は、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該届出に係る事項に関し意見を付すことができる。

(対応化学物質分類名への変更)

第六条 第一種指定化学物質等取扱事業者は、前条第二項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類のうち主務省令で定める分類の名称（以下「対応化学物質分類名」という。）をもって次条第一項の規定による通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。

2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うときは、前条第二項の規定による届出と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。

3 主務大臣は、第一項の請求があつたときは、遅滞なく、前条第二項の規定による届出に係る事項のうち当該請求に係る第一種指定化学物質に係るものについて、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、対応化学物質分類名をもって当該第一種指定化学物質に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）に通知しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。

5 主務大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

6 前二項の決定は、第一項の請求があつた日から三十日以内にするものとする。

7 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。

8 第一種指定化学物質等取扱事業者は、毎年度、当該年度の前年度以前の各年度において第八条第一項の規定によりファイルに記録された対応化学物質分類名を維持する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣にその旨の請求を行わなければならない。

9 第四項から第七項までの規定は、前項の請求について準用する。この場合において、第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは、「第八項」と読み替えるものとする。

。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）（抄）

（第一種指定化学物質）

第一条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種指定化学物質は、別表第一のとおりとする。

別表第一（第一条関係）

- 一 亜鉛の水溶性化合物
- 二 アクリルアミド
- 三 アクリル酸エチル
- 四 アクリル酸及びその水溶性塩
- 五 アクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル
- 六 アクリル酸二―ヒドロキシエチル
- 七 アクリル酸ノルマル―ブチル
- 八 アクリル酸メチル
- 九 アクリロニトリル
- 十 アクロレイン

- 十一 アジ化ナトリウム
- 十二 アセトアルデヒド
- 十三 アセトニトリル
- 十四 アセトンシアノヒドリン
- 十五 アセナフテン
- 十六 二・二'アゾビスイソブチロニトリル
- 十七 オルト―アニシジン
- 十八 アニリン
- 十九 ーアミノ―九・一〇―アントラキノ
- 二十 二―アミノエタノール
- 二十一 五―アミノ―四―クロロ―二―フェニルピリダジン―三(二H)―オン(別名クロリダゾン)
- 二十二 五―アミノ―ー「二・六―ジクロロ―四―(トリフルオロメチル)フェニル」―三―シアノ―四―「(トリフルオロメチル)スルフィニル」ピラゾール(別名フィプロニル)
- 二十三 パラ―アミノフェノール
- 二十四 メタ―アミノフェノール
- 二十五 四―アミノ―六―ターシャリーブチル―三―メチルチオ―ー・二・四―トリアジン―五(四H)―オン(別名メトリブジン)
- 二十六 三―アミノ―ープロペン
- 二十七 四―アミノ―三―メチル―六―フェニル―ー・二・四―トリアジン―五(四H)―オン(別名メタミトロン)
- 二十八 アリルアルコール
- 二十九 ーアリアルオキシ―二・三―エポキシプロパン
- 三十 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。)
- 三十一 アンチモン及びその化合物
- 三十二 アントラセン
- 三十三 石綿
- 三十四 三―イソシアナトメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシル―イソシアネート

- 三十五 イソブチルアルデヒド
- 三十六 イソブレン
- 三十七 四・四'イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)
- 三十八 二・二'「イソプロピリデンビス」(二・六―ジブromo―四・―フェニレン)オキシ」ジエタノール
- 三十九 N―イソプロピルアミノホスホン酸O―エチル―O―(三―メチル―四―メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)
- 四十 イソプロピル―二―(四―メトキシビフェニル―三―イル)ヒドラジノホルマート(別名ビフェナゼート)
- 四十一 三'イソプロポキシ―二―トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)
- 四十二 二―イミダゾリジンチオン
- 四十三 一・―「イミノジ(オクタメチレン)」ジグアニジン(別名イミノクタジン)
- 四十四 インジウム及びその化合物
- 四十五 エタンチオール
- 四十六 エチル―二―「四―(六―クロロ―二―キノキサリニルオキシ)フェノキシ」プロピオナート(別名キザロホップエチル)
- 四十七 O―エチル―O―(六―ニトロ―メタ―トリル)セカンダリ―ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)
- 四十八 O―エチル―O―四―ニトロフェニル―フェニルホスホノチオアート(別名EPN)
- 四十九 N―(―エチルプロピル)―二・六―ジニトロ―三・四―キシリジン(別名ペンディメタリン)
- 五十 S―エチル―ヘキサヒドロ―H―アゼピン―カルボチオアート(別名モリネート)
- 五十一 二―エチルヘキサノ酸
- 五十二 エチル―(Z)―三―「N―ベンジル―N―「メチル(―メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ」チオ」アミノ」プロピオナート(別名アラニカルブ)
- 五十三 エチルベンゼン
- 五十四 O―エチル―S――メチルプロピル―(二―オキソ―三―チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)
- 五十五 エチレンイミン
- 五十六 エチレンオキシド
- 五十七 エチレングリコールモノエチルエーテル
- 五十八 エチレングリコールモノメチルエーテル

- 五十九 エチレンジアミン
- 六十 エチレンジアミン四酢酸
- 六十一 $N \cdot N'$ エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン（別名マンネブ）
- 六十二 $N \cdot N'$ エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガンと $N \cdot N'$ エチレンビス（ジチオカルバミン酸）亜鉛の錯化合物（別名マンコゼブ又はマンゼブ）
- 六十三 $1 \cdot 1'$ エチレン- $2 \cdot 2'$ ビピリジニウム $\equiv$ ジプロミド（別名ジクアトジプロミド又はジクワット）
- 六十四 $2 \cdot 2'$ （四）エトキシフェニル- $2 \cdot 2'$ メチルプロピル $\equiv$ 三 $\cdot$ フェノキシベンジルエーテル（別名エトフェンプロックス）
- 六十五 エピクロロヒドリン
- 六十六 $1 \cdot 2$ エボキシブタン
- 六十七 $2 \cdot 3$ エボキシ- 1 -プロパノール
- 六十八 $1 \cdot 2$ エボキシプロパン（別名酸化プロピレン）
- 六十九 $2 \cdot 3$ エボキシプロピル $\equiv$ フェニルエーテル
- 七十 エマメクチン安息香酸塩（別名エマメクチン B_{-a} 安息香酸塩及びエマメクチン B_{-b} 安息香酸塩の混合物）
- 七十一 塩化第二鉄
- 七十二 塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）
- 七十三 1 -オクタノール
- 七十四 1 -オクチルフェノール
- 七十五 カドミウム及びその化合物
- 七十六 イブシロン-カプロラクタム
- 七十七 カルシウムシアナミド
- 七十八 $2 \cdot 4$ -キシレノール
- 七十九 $2 \cdot 6$ -キシレノール
- 八十 キシレン
- 八十一 キノリン
- 八十二 銀及びその水溶性化合物

八十三 クメン
 八十四 グリオキサール
 八十五 グルタルアルデヒド
 八十六 クレゾール
 八十七 クロム及び三価クロム化合物
 八十八 六価クロム化合物
 八十九 クロロアニリン
 九十 ニークロロ―四―エチルアミノ―六―イソプロピルアミノ―・三・五―トリアジン（別名アトラジン）
 九十一 ニー（四―クロロ―六―エチルアミノ―・三・五―トリアジン―ニール）アミノ―二―メチルプロピオニトリル（別名シアナジン）
 九十二 四―クロロ―三―エチル―一―メチル―N―「四―（パラトリロキシ）ベンジル」ピラゾール―五―カルボキサミド（別名トルフェンピラド）
 九十三 ニークロロ―二―エチル―N―（二―メトキシ―一―メチルエチル）―六―メチルアセトアニリド（別名メトラクロール）
 九十四 クロロエチレン（別名塩化ビニル）
 九十五 ニークロロ―N―（三―クロロ―五―トリフルオロメチル―二―ピリジル）―アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―パラ―トルイジン（別名フルアジナム）
 九十六 ー「二―「二―クロロ―四―（四―クロロフェノキシ）フェニル」―四―メチル―・三―ジオキソラン―ニール」メチル―
 ーH―・二・四―トリアゾール（別名ジフェノコナゾール）
 九十七 ークロロ―二―（クロロメチル）ベンゼン
 九十八 クロロ酢酸
 九十九 クロロ酢酸エチル
 百 ニークロロ―二・六―ジエチル―N―（二―プロポキシエチル）アセトアニリド（別名ブレチラクロール）
 百一 ニークロロ―二・六―ジエチル―N―（メトキシメチル）アセトアニリド（別名アラクロール）
 百二 ークロロ―二・四―ジニトロベンゼン
 百三 ークロロ―一―ジフルオロエタン（別名HCFCl―四二b）

百四 クロロジフルオロメタン（別名H C F C—二二）
 百五 ニークロロ―・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名H C F C—一二四）
 百六 クロロトリフルオロエタン（別名H C F C—一三三）
 百七 クロロトリフルオロメタン（別名C F C—一三）
 百八 （R S）―二―（四―クロロ―オルト―トリルオキシ）プロピオン酸（別名メコプロップ）
 百九 オルト―クロロトルエン
 百十 パラ―クロロトルエン
 百十一 ニークロロ―四―ニトロアニリン
 百十二 ニークロロニトロベンゼン
 百十三 ニークロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別名シマジン又はC A T）
 百十四 （R S）―二―「二―（三―クロロフェニル）―二・三―エポキシプロピル」―二―エチルインダン―一・三―ジオン（別名インダノファン）
 百十五 四―（二―クロロフェニル）―N―シクロヘキシル―N―エチル―四・五―ジヒドロ―五―オキソ―一H―テトラゾール―一―カルボキサミド（別名フエントラザミド）
 百十六 （四R S・五R S）―五―（四―クロロフェニル）―N―シクロヘキシル―四―メチル―二―オキソ―一・三―チアゾリジン―三―カルボキサミド（別名ヘキシチアゾクス）
 百十七 （R S）―一―パラ―クロロフェニル―四・四―ジメチル―三―（一H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル）ペンタン―三―オール（別名テブコナゾール）
 百十八 ニー（四―クロロフェニル）―二―（一H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル）ヘキサンニトリル（別名ミクロブタニル）
 百十九 （R S）―四―（四―クロロフェニル）―二―フェニル―二―（一H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル）ブチロニトリル（別名フェンブコナゾール）
 百二十 オルト―クロロフェノール
 百二十一 パラ―クロロフェノール
 百二十二 ニークロロプロピオン酸
 百二十三 ニークロロプロペン（別名塩化アリル）

百二十四 ー(二―クロロベンジル)―三―(ーメチル―フェニルエチル)ウレア(別名クミルロン)
 百二十五 クロロベンゼン
 百二十六 クロロペンタフルオロエタン(別名CFC―一五)
 百二十七 クロロホルム
 百二十八 クロロメタン(別名塩化メチル)
 百二十九 四―クロロ―三―メチルフェノール
 百三十 (四―クロロ―二―メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)
 百三十一 三―クロロ―二―メチル―プロペン
 百三十二 コバルト及びその化合物
 百三十三 酢酸二―エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)
 百三十四 酢酸ビニル
 百三十五 酢酸二―メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)
 百三十六 サリチルアルデヒド
 百三十七 シアナミド
 百三十八 (RS)―二―シアノ―N―「(R)―(二・四―ジクロロフェニル)エチル」―三・三―ジメチルブチラミド(別名ジクロシ
 メット)
 百三十九 (S)―アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル〃(一R・三S)―二・二―ジメチル―三―(一・二・二・二―テトラプロモ
 エチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)
 百四十 (RS)―アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル〃二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェ
 ンプロバトリン)
 百四十一 トランス―(二―シアノ―二―メトキシイミノアセチル)―三―エチルウレア(別名シモキサニル)
 百四十二 二・四―ジアミノアニソール
 百四十三 四・四―ジアミノジフェニルエーテル
 百四十四 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)
 百四十五 二―(ジエチルアミノ)エタノール

百四十六 O―ジエチルアミノ―六―メチルピリミジン―四―イル〃O・O―ジメチル〃ホスホロチオアート（別名ピリミホスメチル）
 百四十七 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）
 百四十八 N・N―ジエチル―三―（二・四・六―トリメチルフェニルスルホニル）―H―一・二・四―トリアゾール―カルボキサミ
 ド（別名カフェンストロール）
 百四十九 四塩化炭素
 百五十 一・四―ジオキサソラン
 百五十一 一・三―ジオキサソラン
 百五十二 一・三―ジカルバモイルチオ―二―（N・N―ジメチルアミノ）―プロパン（別名カルタップ）
 百五十三 シクロヘキサ―一―エン―一・二―ジカルボキシイミドメチル〃（―RS）―シス―トランス―二・二―ジメチル―三―（二―メチ
 ルプロパ―一―エニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名テトラメトリン）
 百五十四 シクロヘキシルアミン
 百五十五 N―（シクロヘキシルチオ）フタルイミド
 百五十六 ジクロロアニリン
 百五十七 一・二―ジクロロエタン
 百五十八 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）
 百五十九 シス―一・二―ジクロロエチレン
 百六十 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン
 百六十一 ジクロロジフルオロメタン（別名CFC―一二）
 百六十二 三・五―ジクロロ―N―（一・一―ジメチル―二―プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
 百六十三 ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC―一四）
 百六十四 二・二―ジクロロ―一・一―トリフルオロエタン（別名HCFC―一二三）
 百六十五 二・四―ジクロロトルエン
 百六十六 一・二―ジクロロ―四―ニトロベンゼン
 百六十七 一・四―ジクロロ―二―ニトロベンゼン
 百六十八 三―（三・五―ジクロロフェニル）―N―イソプロピル―二・四―ジオキソイミダゾリジン―カルボキサミド（別名イプロジオ

ン)

百六十九 三―(三・四―ジクロロフェニル)―一・一―ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)

百七十 (RS)―二―(二・四―ジクロロフェニル)―三―(一H―一・二・四―トリアゾール―一イル)プロピル―一・一・二―テ
トラフルオロエチル―エーテル(別名テトラコナゾール)

百七十一 (二RS・四RS)―一―「二―(二・四―ジクロロフェニル)―四―プロピル―一・三―ジオキソラン―二―イルメチル」―H
―一・二・四―トリアゾール及び(二RS・四SR)―一―「二―(二・四―ジクロロフェニル)―四―プロピル―一・三―ジオキソラン―
二―イルメチル」―H―一・二・四―トリアゾールの混合物(別名プロピコナゾール)

百七十二 三―「一―(三・五―ジクロロフェニル)―一―メチルエチル」―三・四―ジヒドロ―六―メチル―五―フェニル―二H―一・三―
オキサジン―四―オン(別名オキサジクロメホン)

百七十三 (RS)―三―(三・五―ジクロロフェニル)―五―メチル―五―ビニル―一・三―オキサゾリジン―二・四―ジオン(別名ピンク
ロズリン)

百七十四 三―(三・四―ジクロロフェニル)―一―メトキシ―一―メチル尿素(別名リニュロン)

百七十五 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸(別名二・四―D又は二・四―PA)

百七十六 一・一―ジクロロ―一―フルオロエタン(別名HCFCl―四―b)

百七十七 ジクロロフルオロメタン(別名HCFCl―二―)

百七十八 一・二―ジクロロプロパン

百七十九 一・三―ジクロロプロペン(別名D―D)

百八十 三・三―ジクロロベンジン

百八十一 ジクロロベンゼン

百八十二 二―「四―(二・四―ジクロロベンゾイル)―一・三―ジメチル―五―ピラゾリルオキシ」アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン
ン)

百八十三 四―(二・四―ジクロロベンゾイル)―一・三―ジメチル―五―ピラゾリル―四―トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)

百八十四 二・六―ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロロベニル又はDBN)

百八十五 ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFCl―二―五)

百八十六 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)

百八十七 ニ・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）
 百八十八 N・N―ジシクロヘキシルアミン
 百八十九 N・N―ジシクロヘキシル―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド
 百九十 ジシクロペンタジエン
 百九十一 一・三―ジチオラン―二―イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
 百九十二 ジチオリン酸O―エチル―S・S―ジフェニル（別名エディフェンホス又はEDDP）
 百九十三 ジチオリン酸O・O―ジエチル―S―（二―エチルチオエチル）（別名エチルチオメトン又はジスルホトン）
 百九十四 ジチオリン酸O・O―ジエチル―S―「（六―クロロ―二・三―ジヒドロ―二―オキソベンゾオキサゾリニル）メチル」（別名ホサロン）
 百九十五 ジチオリン酸O―二・四―ジクロロフェニル―O―エチル―S―プロピル（別名プロチオホス）
 百九十六 ジチオリン酸S―（二・三―ジヒドロ―五―メトキシ―二―オキソ―一・三・四―チアジアゾール―三―イル）メチル―O・O―ジメチル（別名メチダチオン又はDMTP）
 百九十七 ジチオリン酸O・O―ジメチル―S―一・二―ビス（エトキシカルボニル）エチル（別名マラソン又はマラチオン）
 百九十八 ジチオリン酸O・O―ジメチル―S―「（N―メチルカルバモイル）メチル」（別名ジメトエート）
 百九十九 ジナトリウムニ・二―ビニレンビス「五―（四―モルホリノ―六―アニリノ―一・三・五―トリアジン―二―イルアミノ）ベンゼンスルホナート」（別名Cエフルオレスセント二百六十）
 二百 ジニトロトルエン
 二百一 二・四―ジニトロフェノール
 二百二 ジビニルベンゼン
 二百三 ジフェニルアミン
 二百四 ジフェニルエーテル
 二百五 一・三―ジフェニルグアニジン
 二百六 N―ジブチルアミノチオ―N―メチルカルバミン酸ニ・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ「b」フラニル（別名カルボスルファン）
 二百七 ニ・六―ジ―ターシャリーブチル―四―クレゾール

- 二百八 二・四―ジ―ターシャリ―ブチルフェノール
- 二百九 ジプロモクロロメタン
- 二百十 二・二―ジプロモ―二―シアノアセトアミド
- 二百十一 ジプロモテトラフルオロエタン（別名ハロン―二四〇二）
- 二百十二 （RS）―O・S―ジメチル〃アセチルホスホルアミドチオアート（別名アセフェート）
- 二百十三 N・N―ジメチルアセトアミド
- 二百十四 二・四―ジメチルアニリン
- 二百十五 二・六―ジメチルアニリン
- 二百十六 N・N―ジメチルアニリン
- 二百十七 五―ジメチルアミノ―一・二・三―トリチアン（別名チオシクラム）
- 二百十八 ジメチルアミン
- 二百十九 ジメチルジスルフィド
- 二百二十 ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩
- 二百二十一 二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―ベンゾフラン―七―イル〃N―「N―（二―エトキシカルボニルエチル）―N―イソ
プロピルスルフェナモイル」―N―メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）
- 二百二十二 N・N―ジメチルチオカルバミン酸S―四―フェノキシブチル（別名フェノチオカルブ）
- 二百二十三 N・N―ジメチルドデシルアミン
- 二百二十四 N・N―ジメチルドデシルアミン〃N―オキシド
- 二百二十五 ジメチル〃二・二・二―トリクロロ―一―ヒドロキシエチルホスホナート（別名トリクロロホン又はDEP）
- 二百二十六 一・一―ジメチルヒドラジン
- 二百二十七 一・一―ジメチル―四・四―ビピリジニウム〃ジクロリド（別名パラコート又はパラコートジクロリド）
- 二百二十八 三・三―ジメチルピフェニル―四・四―ジイル〃ジイソシアネート
- 二百二十九 ジメチル〃四・四―（オルト―フェニレン）ビス（三―チオアロファナート）（別名チオファネートメチル）
- 二百三十 N―（一・三―ジメチルブチル）―N―フェニル―パラ―フェニレンジアミン
- 二百三十一 三・三―ジメチルベンジジン（別名オルト―トリジン）

二百三十二	N・N―ジメチルホルムアミド
二百三十三	ニ―「(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ」―ニ―フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)
二百三十四	臭素
二百三十五	臭素酸の水溶性塩
二百三十六	三・五―ジヨード―四―オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイオキシニル)
二百三十七	水銀及びその化合物
二百三十八	水素化テルフェニル
二百三十九	有機スズ化合物
二百四十	スチレン
二百四十一	ニ―スルホヘキサデカン酸―メチルエステルナトリウム塩
二百四十二	セレン及びその化合物
二百四十三	ダイオキシシン類
二百四十四	ニ―チオキソ―三・五―ジメチルテトラヒドロ―ニ―H―三・五―チアジアジン(別名ダゾメット)
二百四十五	チオ尿素
二百四十六	チオフェノール
二百四十七	チオりん酸O――(四―クロロフェニル)―四―ピラゾリル―O―エチル―S―プロピル(別名ピラクロホス)
二百四十八	チオりん酸O・O―ジエチル―O―(ニ―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
二百四十九	チオりん酸O・O―ジエチル―O―(三・五・六―トリクロロ―ニ―ピリジル)(別名クロルピリホス)
二百五十	チオりん酸O・O―ジエチル―O―(五―フェニル―三―イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)
二百五十一	チオりん酸O・O―ジメチル―O―(三―メチル―四―ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
二百五十二	チオりん酸O・O―ジメチル―O―(三―メチル―四―メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)
二百五十三	チオりん酸O―四―プロモ―ニ―クロロフェニル―O―エチル―S―プロピル(別名プロフェノホス)
二百五十四	チオりん酸S―ベンジル―O・O―ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)
二百五十五	デカブromoジフェニルエーテル
二百五十六	デカン酸

- 二百五十七 デシルアルコール（別名デカノール）
- 二百五十八 一・三・五・七―テトラアザトリシクロ「三・三・一・一」デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）
- 二百五十九 テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）
- 二百六十 テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
- 二百六十一 四・五・六・七―テトラクロロイソベンゾフラン―（三H）―オン（別名フサライド）
- 二百六十二 テトラクロロエチレン
- 二百六十三 テトラクロロジフルオロエタン（別名CFC―一―二）
- 二百六十四 二・三・五・六―テトラクロロ―パラ―ベンゾキノン
- 二百六十五 テトラヒドロメチル無水フタル酸
- 二百六十六 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル（Z）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシレート（別名テフルトリン）
- 二百六十七 三・七・九・一三―テトラメチル―五・一―ジオキサ―二・八・一四―トリチア―四・七・九・一二―テトラアザペンタデカ―三・一二―ジエン―六・一〇―ジオン（別名チオジカルブ）
- 二百六十八 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）
- 二百六十九 三・七・一―一五―テトラメチルヘキサデカ―一―エン―三―オール（別名イソフィトール）
- 二百七十 テレフタル酸
- 二百七十一 テレフタル酸ジメチル
- 二百七十二 銅水溶性塩（錯塩を除く。）
- 二百七十三 一―ドデカノール（別名ノルマル―ドデシルアルコール）
- 二百七十四 ターシャリ―ドデカンチオール
- 二百七十五 ドデシル硫酸ナトリウム
- 二百七十六 三・六・九―トリアザウンデカン―一・一―ジアミン（別名テトラエチレンペンタミン）
- 二百七十七 トリエチルアミン
- 二百七十八 トリエチレンテトラミン
- 二百七十九 一・一―トリクロロエタン

二百八十 一・一・二―トリクロロエタン
 二百八十一 トリクロロエチレン
 二百八十二 トリクロロ酢酸
 二百八十三 二・四・六―トリクロロ―一・三・五―トリアジン
 二百八十四 トリクロロトリフルオロエタン（別名CFC―一三）
 二百八十五 トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン）
 二百八十六 （三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル）オキシ酢酸（別名トリクロピル）
 二百八十七 二・四・六―トリクロロフェノール
 二百八十八 トリクロロフルオロメタン（別名CFC―一）
 二百八十九 一・二・三―トリクロロプロパン
 二百九十 トリクロロベンゼン
 二百九十一 一・三・五―トリリス（二・三―エポキシプロピル）―一・三・五―トリアジン―二・四・六（一H・三H・五H）―トリオン
 二百九十二 トリブチルアミン
 二百九十三 アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―N・N―ジプロピル―パラ―トルイジン（別名トリフルラリン）
 二百九十四 二・四・六―トリプロモフェノール
 二百九十五 三・五・五―トリメチル―一―ヘキサノール
 二百九十六 一・二・四―トリメチルベンゼン
 二百九十七 一・三・五―トリメチルベンゼン
 二百九十八 トリレンジイソシアネート
 二百九十九 トルイジン
 三百 トルエン
 三百一 トルエンジアミン
 三百二 ナフタレン
 三百三 一・五―ナフタレンジイル〓ジイソシアネート

三百四 鉛
 三百五 鉛化合物
 三百六 ニアクリル酸ヘキサメチレン
 三百七 二塩化酸化ジルコニウム
 三百八 ニッケル
 三百九 ニッケル化合物
 三百十 ニトリロ三酢酸
 三百十一 オルト―ニトロアニソール
 三百十二 オルト―ニトロアニリン
 三百十三 ニトログリセリン
 三百十四 パラ―ニトロクロロベンゼン
 三百十五 オルト―ニトロトルエン
 三百十六 ニトロベンゼン
 三百十七 ニトロメタン
 三百十八 二硫化炭素
 三百十九 ーノナノール(別名ノルマル―ニルアルコール)
 三百二十 ノニルフェノール
 三百二十一 バナジウム化合物
 三百二十二 五―「N・N―ビス(ニ―アセチルオキシエチル)アミノ」―二―(ニ―プロモ―四・六―ジニトロフェニルアゾ)―四―メトキシアセトアニリド
 三百二十三 ニ―四―ビス(エチルアミノ)―六―メチルチオール・三・五―トリアジン(別名シメトリン)
 三百二十四 ー・三―ビス「(ニ・三―エポキシプロピル)オキシ」ベンゼン
 三百二十五 ビス(ハ―キノリノラト)銅(別名オキシシン銅又は有機銅)
 三百二十六 三・六―ビス(ニ―クロロフェニル)―一・二・四・五―テトラジン(別名クロフェンチジン)
 三百二十七 ー・ニ―ビス(ニ―クロロフェニル)ヒドラジン

三百二十八 ビス(N・Nジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛(別名ジラム)
 三百二十九 ビス(N・Nジメチルジチオカルバミン酸) N・N'エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)
 三百三十 ビス(ーメチルーフェニルエチル)〃ペルオキシド
 三百三十一 S・Sービス(ーメチルプロピル)〃Oーエチル〃ホスホロジチオアート(別名カズサホス)
 三百三十二 ひ 砒素及びその無機化合物
 三百三十三 ヒドラジン
 三百三十四 四ーヒドロキシ安息香酸メチル
 三百三十五 Nー(四ーヒドロキシフェニル)アセトアミド
 三百三十六 ヒドロキノン
 三百三十七 四ービニルーシクロヘキセン
 三百三十八 ニービニルピリジン
 三百三十九 Nービニルーニーピロリドン
 三百四十 ビフェニル
 三百四十一 ピペラジン
 三百四十二 ピリジン
 三百四十三 ピロカテコール(別名カテコール)
 三百四十四 フェニルオキシラン
 三百四十五 フェニルヒドラジン
 三百四十六 ニーフェニルフェノール
 三百四十七 Nーフェニルマレイミド
 三百四十八 フェニレンジアミン
 三百四十九 フェノール
 三百五十 ニーフェノキシベンジル〃ニー(ニ・ニジクロロビニル)ーニ・ニジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリ
 ン)
 三百五十一 ー・ニーブタジエン

三百五十二 フタル酸ジアリル
 三百五十三 フタル酸ジエチル
 三百五十四 フタル酸ジノルマルブチル
 三百五十五 フタル酸ビス(ニエチルヘキシル)
 三百五十六 フタル酸ノルマルブチルベンジル
 三百五十七 ニターシャリブチルイミノ三イソプロピル五フェニルテトラヒドロ四Hー三・五チアジアジン四オン(別名プロフェジン)
 三百五十八 NターシャリブチルN'(四エチルベンゾイル)ー三・五ジメチルベンゾヒドラジド(別名デブフェノジド)
 三百五十九 ノルマルブチルニ・三エボキシプロピルエーテル
 三百六十 N「ー(ノルマルブチルカルバモイル)ーHニベンゾイミダゾリル」カルバミン酸メチル(別名ベノミル)
 三百六十一 ブチル(R)ーニ「四(シアノニフルオロフェノキシ)フェノキシ」プロピオナート(別名シハロホップブチル)
 三百六十二 ーターシャリブチル三(ニ・六ジイソプロピル四フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロン)
 三百六十三 五ターシャリブチル三(ニ・四ジクロロ五イソプロポキシフェニル)ー一・三・四オキサジアゾール二(三Hー)オン(別名オキサジアゾン)
 三百六十四 ターシャリブチル四「「(ー・三ジメチル五フェノキシ四ピラゾリル)メチリデン」アミノオキシ」メチル」ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)
 三百六十五 ブチルヒドロキシアニソール(別名BHA)
 三百六十六 ターシャリブチルヒドロペルオキシド
 三百六十七 オルトセカンダリブチルフェノール
 三百六十八 四ターシャリブチルフェノール
 三百六十九 ニ(四ターシャリブチルフェノキシ)シクロヘキシルニプロピニルスルフィット(別名プロパルギット又はBPPS)
 三百七十 ニターシャリブチル五(四ターシャリブチルベンジルチオ)ー四クロロ三(ニH)ーピリダジノン(別名ピリダベン)
 三百七十一 N(四ターシャリブチルベンジル)ー四クロロ三エチルーメチルピラゾール五カルボキサミド(別名デブフ)

エンピラド)

- 三百七十二 N―(ターシャリーブチル)―ニ―ベンゾチアゾールスルフェンアミド
- 三百七十三 ニ―ターシャリーブチル―五―メチルフェノール
- 三百七十四 ふっ化水素及びその水溶性塩
- 三百七十五 ニ―ブテナール
- 三百七十六 N―ブトキシメチル―ニ―クロロ―ニ―六―ジエチルアセトアニリド(別名ブタクロール)
- 三百七十七 フラン
- 三百七十八 N・N'―プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名プロピネブ)
- 三百七十九 ニ―プロピン―オーオール
- 三百八十 プロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン―二二―)
- 三百八十一 プロモジクロロメタン
- 三百八十二 プロモトリフルオロメタン(別名ハロン―三〇―)
- 三百八十三 五―プロモ―三―セカンダリーブチル―六―メチル―一・二・三・四―テトラヒドロピリミジン―二・四―ジオン(別名プロマシ
ル)
- 三百八十四 ー―プロモプロパン
- 三百八十五 ニ―プロモプロパン
- 三百八十六 プロモメタン(別名臭化メチル)
- 三百八十七 ヘキサキス(ニ―メチル―ニ―フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタスズ)
- 三百八十八 六・七・八・九・一〇・一〇―ヘキサクロロ―一・五・五a・六・九・九a―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベン
ゾジオキサチエピン≡三―オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)
- 三百八十九 ヘキサデシルトリメチルアンモニウム≡クロリド
- 三百九十 ヘキサメチレンジアミン
- 三百九十一 ヘキサメチレン≡ジイソシアネート
- 三百九十二 ノルマル―ヘキサン
- 三百九十三 ベタナフトール

三百九十四	ベリリウム及びその化合物
三百九十五	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩
三百九十六	ペルフルオロ（オクタノー）スルホン酸（別名PFOS）
三百九十七	ベンジリジン「トリクロリド
三百九十八	ベンジル「クロリド（別名塩化ベンジル）
三百九十九	ベンズアルデヒド
四百	ベンゼン
四百一	一・二・四―ベンゼントリカルボン酸―二―無水物
四百二	二―（二―ベンゾチアゾリルオキシ）―N―メチルアセトアニリド（別名メフェナセツト）
四百三	ベンゾフェノン
四百四	ペンタクロロフェノール
四百五	ほう素化合物
四百六	ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）
四百七	ポリ（オキシエチレン）「アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。）
四百八	ポリ（オキシエチレン）「オクチルフェニルエーテル
四百九	ポリ（オキシエチレン）「ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム
四百十	ポリ（オキシエチレン）「ノニルフェニルエーテル
四百十一	ホルムアルデヒド
四百十二	マンガン及びその化合物
四百十三	無水フタル酸
四百十四	無水マレイン酸
四百十五	メタクリル酸
四百十六	メタクリル酸二―エチルヘキシル
四百十七	メタクリル酸二・三―エポキシプロピル
四百十八	メタクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル

四百十九 メタクリル酸ノルマル―ブチル
 四百二十 メタクリル酸メチル
 四百二十一 四―メチリデンオキセタン―二―オン
 四百二十二 (Z)―二―メチルアセトフェノン 四・六―ジメチル―二―ピリミジニルヒドラゾン (別名フェリムゾン)
 四百二十三 メチルアミン
 四百二十四 メチル 〓 イソチオシアネート
 四百二十五 N―メチルカルバミン酸二―イソプロピルフェニル (別名イソプロカルブ又はMIPC)
 四百二十六 N―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二―ジメチル―七―ベンゾ「b」フラニル (別名カルボフラン)
 四百二十七 N―メチルカルバミン酸二―ナフチル (別名カルバリル又はNAC)
 四百二十八 N―メチルカルバミン酸二―セカンダリ―ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
 四百二十九 メチル 〓 三―クロロ―五―(四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)―一―メチルピラゾール―四―カルボキシラート (別名ハロスルフロンメチル)
 四百三十 メチル 〓 (S)―七―クロロ―二・三・四 a・五―テトラヒドロ―二―「メトキシカルボニル (四―トリフルオロメトキシフェニル) カルバモイル」インデノ「一・二・e」「一・三・四」オキサジアジン―四 a―カルボキシラート (別名インドキサカルブ)
 四百三十一 メチル 〓 (E)―二―「二―「六―(二―シアノフェノキシ)ピリミジン―四―イルオキシ」フェニル」―三―メトキシアクリラ―イト (別名アゾキシストロビン)
 四百三十二 三―メチル―一・五―ジ (二・四―キシリル)―一・三・五―トリアザペンタ―一・四―ジエン (別名アミトラズ)
 四百三十三 N―メチルジチオカルバミン酸 (別名カーバム)
 四百三十四 メチル―N'・N'―ジメチル―N―「(メチルカルバモイル)オキシ」―一―チオオキサミイミデート (別名オキサミル)
 四百三十五 メチル 〓 二―(四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニルオキシ)―六―「一―(メトキシイミノ)エチル」ベンゾアート (別名ピリミノバックメチル)
 四百三十六 アルファ―メチルスチレン
 四百三十七 三―メチルチオプロパナール
 四百三十八 メチルナフタレン
 四百三十九 三―メチルピリジン

四百四十 ーメチルーーフェニルエチル〃ヒドロペルオキシド
 四百四十一 ー(ーメチルプロピル)ー四・六ジニトロフェノール
 四百四十二 ーメチルーNー「三」(ーメチルエトキシ)フェニル」ベンズアミド(別名メプロニル)
 四百四十三 SーメチルーNー(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート(別名メソミル)
 四百四十四 メチル〃(E)ーメトキシイミノ「二」「三」(E)ー「三」(トリフルオロメチル)フェニル「エチリデン」アミノ」オキシ」メチル」フェニル」アセタート(別名トリフロキシストロビン)
 四百四十五 メチル〃(E)ーメトキシイミノ「二」(オルトートリルオキシメチル)フェニル」アセタート(別名クレソキシムメチル)
 四百四十六 四・四'メチレンジアニリン
 四百四十七 メチレンビス(四・ーシクロヘキシレン)〃ジイソシアネート
 四百四十八 メチレンビス(四・ーフェニレン)〃ジイソシアネート
 四百四十九 三'メトキシカルボニルアミノフェニル〃三'メチルカルバニラート(別名フェンメディアファム)
 四百五十 Nー(六'メトキシー二'ピリジル)ーNーメチルチオカルバミン酸Oー三'ターシャリーブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)
 四百五十一 ーメトキシー五'メチルアニリン
 四百五十二 ーメルカプトベンゾチアゾール
 四百五十三 モリブデン及びその化合物
 四百五十四 ー(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール
 四百五十五 モルホリン
 四百五十六 りん化アルミニウム
 四百五十七 りん酸ジメチル〃二・二'ジクロロビニル(別名ジクロロボス又はDDVP)
 四百五十八 りん酸トリス(二'エチルヘキシル)
 四百五十九 りん酸トリス(二'クロロエチル)
 四百六十 りん酸トリトリル
 四百六十一 りん酸トリフェニル
 四百六十二 りん酸トリーノルマルーブチル

。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）（抄）

（用語）

第一条 この命令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（第一種指定化学物質の排出量の算出の方法）

第二条 法第五条第一項の第一種指定化学物質の排出量の算出の方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の排出量は、特定第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く。）にあつては特定第一種指定化学物質量、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあつては第一種指定化学物質量によつて算出するものとする。

一 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法

二 当該事業所における排出物（環境に排出される物質をいう。以下この条において同じ。）に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法

三 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該第一種指定化学物質の排出量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法

四 蒸気圧、溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的・化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所における排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法

五 前各号に掲げるもののほか、当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法

（第一種指定化学物質の移動量の算出の方法）

第三条 法第五条第一項の第一種指定化学物質の移動量の算出の方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の移動量は、特定第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く。）にあつては特定第一種指定化学物質量、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類

対策特別措置法施行規則第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあつては第一種指定化学物質量によつて算出するものとする。

一 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法

二 当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法

三 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法

四 溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的・化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法

五 前各号に掲げるもののほか、事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法

（排出量及び移動量の把握）

第四条 法第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。

イ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う第一種指定化学物質（当該年度に業として取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含み

、特定第一種指定化学物質を除く。）であつて、その第一種指定化学物質量が一トン以上であるもの（へにおいて「把握対象第一種指定化学物質」という。）の排出量及び移動量

ロ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度に業として取り扱う製品に含有されるものを含み。）であつて、その特定第一種指定化学物質量が〇・五トン以上であるもの（へにおいて「把握対象特定第一種指定化学物質」という。）の排出量及び移動量

八 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設が設置されている事業所（令第三条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）にあつては、鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第十九条第二号及び第二十条第二号の基準の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

二 下水道終末処理施設が設置されている事業所にあつては、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条第一項（同法第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（へにおいて単に「処理施設」という。）が設置されている事業所（令第三条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）にあつては、次に掲げる事項

(1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府令、厚生省令第一号）第一条第二項第十四号八（同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

(2) ダイオキシンの類の当該施設（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府令、厚生省令第二号）第一条第三号ロの規定により水質検査を行うこととされているものに限る。）からの排出量

(3) 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

へ 処理施設が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する他の事業所（把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下へにおいて「特定その他事業所」という。）において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。）にあつては、次に掲げる事項

(1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第十四号八（同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質（当該事業所において特定その他事業所において生ずる廃棄物を処分している場合における当該特定その他事業所において把握対象第一種指定化学物質又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当するものに限る。）において特定把握対象第一種指定化学物質という。）の当該施設からの排出量

(2) 水質汚濁防止法第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる特定把握対象第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ト ダイオキシンの類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第二項に規定する特定施設（チにおいて単に「特定施設」という。）が設置されている事業所にあつては、ダイオキシンの類の当該施設からの排出量及び移動量

チ ダイオキシンの類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条各号列記以外の部分に規定する最終処分場（以下チにおいて単に「最終処分場」という）

。が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する事業所に設置されている特定施設において生ずる廃棄物を処分する最終処分場が設置されているものに限る。）にあつては、ダイオキシン類の当該最終処分場からの排出量

二 排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握すること。

イ 大気への排出

ロ 公共用水域への排出

ハ 当該事業所における土壌への排出（二に掲げるものを除く。）

ニ 当該事業所における埋立処分

三 移動量については、次に掲げる区分ごとの移動量を把握すること。

イ 下水道への移動

ロ 当該事業所の外への移動（イに掲げるものを除く。）

（届出の方法等）

第五条 法第五条第二項の規定による届出は、毎年度六月三十日までに、様式第一による届出書を提出して行わなければならない。

2 二以上の業種に属する事業を行う事業所に係る法第五条第二項の規定による届出は、当該事業所における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

（届出事項）

第六条 法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所において常時使用される従業員の数

四 事業所において行われる事業が属する業種

五 法第五条第一項の規定により排出量及び移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに当該第一種指定化学物質に係る第四条第二号及び第三号に定める区分ごとの排出量及び移動量

（対応化学物質分類名）

第七条 法第六条第一項の対応化学物質分類名は別表の上欄に、各分類に属する第一種指定化学物質は同表の下欄に、それぞれ定めるとおりとする。

（対応化学物質分類名への変更等の請求の方法）

第八条 法第六条第一項の請求は、毎年度六月三十日までに、様式第一の届出書と併せて、様式第二による請求書及び当該請求書別紙に定める事項についての事実を証する書類を提出して行わなければならない。

2 法第六条第八項の請求は、毎年度六月三十日までに、様式第三による請求書及び当該請求書別紙に定める事項についての事実を証する書類を提出して行わなければならない。

3 二以上の業種に属する事業を行う事業所に係る法第六条第一項及び第八項の請求は、それぞれ当該事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

（都道府県知事が説明を求める方法）

第九条 都道府県知事は、法第七条第五項の規定により説明を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を主務大臣に提出して行わなければならない。

一 説明を求める事項に係る事業者名、事業所名及び対応化学物質分類名

二 主務大臣に対して求める説明の内容

三 説明を求める理由

（手数料を現金により納付できる場合）

第十条 令第八条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 主務大臣が、その事務所において手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を官報で公示した当該事務所に於いて現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）

二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次条において「情報通信技術利用法」という。）

第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合において、当該開示請求により得られた納付情報により手数料を納付する場合

（電子情報処理組織を使用した届出の方法）

第十一条 法第五条第二項の規定による届出であつて、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して届出をしようとする者は、第五条第一項の規定にかかわらず、主務大臣が指定する電子計算機（第十三条第一項第一号において「指定電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な排出量等届出様式に記録すべき事項を主務大臣が定める技術的基準に適合する電子計算機（届出をしようとする者の使用に係るものに限る。）から入力しなければならない。

（事前の届出等）

第十二条 前条の電子情報処理組織を使用して法第五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第四による届出書を都道府県知事にあらかじめ提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。

3 第一項の届出をした者は、届けた事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、速やかに様式第五による届出書にその旨を記入し、都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（磁気ディスクによる届出等の方法）

第十三条 令第九条の規定により磁気ディスクにより届出等をする者は、第五条第一項並びに第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記録した磁気ディスク及び様式第六による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

一 法第五条第二項の規定による届出をしようとする者 指定電子計算機に備えられたファイルから入手可能な排出量等届出様式に記録すべき事項

二 法第六条第一項の請求をしようとする者 主務大臣の使用に係る電子計算機（次号において「使用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な対応化学物質分類名変更請求様式に記録すべき事項

三 法第六条第八項の請求をしようとする者 使用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な対応化学物質分類名維持請求様式に記録すべき事項

2 前項の場合において、同項第二号又は第三号に掲げる者は、同項第二号又は第三号により記録した事項についての事実を証する情報を同項の磁気ディスクに記録し、又は当該事実を証する書類を主務大臣に提出しなければならない。

（磁気ディスクにはり付ける書面）

第十四条 前条の磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジに限る。）には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の氏名又は名称

二 事業所の名称

三 提出年月日

附 則

1 この命令は、法附則第一条第三号中法第五条第一項の規定の施行の日から施行する。ただし、第五条及び第六条の規定は、同号中法第五条第二項の規定の施行の日から施行する。

2 この命令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「ートン」とあるのは、「五トン」とする。

附 則（平成一四・一・一一閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一）

この命令は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）から施行する。

附 則（平成一五・一・三一閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一）

この命令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附 則（平成一六・三・二六閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一）

この命令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一七・三・二二閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一）

この命令は、平成十七年四月一日から施行する。

別表（第七条関係）

対応化学物質分類名	上欄の分類に属する第一種指定化学物質
第一分類（無機化合物及び有機金属化合物）	令別表第一第一号、第二十五号、第二十六号、第六十号、第六十四号、第六十八号、第六十九号、第九十九号、第一百号、第八十八号、第七十五号、第七十六号、第七十八号、第二百七号、第二百三十号から第二百三十二号まで、第二百四十一号、第二百四十三号、第二百五十二号、第二百五十三号、第二百八十三号、第二百八十九号、第二百九十四号、第三百四号、第三百五号、第三百十一号及び第三百四十六号に掲げる第一種指定化学物質
第二分類（鎖状炭化水素化合物及びハロゲン化鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第二十八号、第七十四号、第七十七号、第八十四号から第八十八号まで、第九十一号、第九十四号から第九十六号まで、第一百十二号、第一百十六号から第一百十九号まで、第二百十一号、第二百二十三号、第二百二十四号、第二百三十二号、第二百三十三号、第二百三十五号、第二百三十七号、第二百四十四号、第二百四十五号、第二百六十二号、第二百号、第二百一十一号、第二百三十三号、第二百九号から第二百一十一号まで、第二百十三号、第二百十七号、第二百二十二号、第二百六十八号及び第二百八十五号から第二百八十八号までに掲げる第一種指定化学物質
第三分類（アミン系、ニトロ系、アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第八号、第十一号、第十六号、第十七号、第二十二号、第二十三号、第四十二号から第四十六号まで、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号、第六十五号、第六十六号、第九十九号、第二百三十四号、第二百六十号、第二百六十六号、第二百八号、第二百十四号、第二百二十三号、第二百五十一号、第二百九十二号、第三百七号及び第三百十号に掲げる第一種指定化学物質
第四分類（カルボン酸系又はその誘導体の構造を有する鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第二号から第七号まで、第九号、第十号、第十二号、第十三号、第四十七号、第七十号、第八十号、第一百一号から第一百三号まで、第二百七十二号、第二百三十三号、第二百三十三号から第三百二十一号まで及び第三百四十五号に掲げる第一種指定化学物質

第五分類（その他の鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第二十号、第三十三号、第四十八号から第五十号まで、第四百九十九号、第五百一十一号、第五百五十五号、第五百五十六号、第六百六十七号、第六百八十一号、第六百九十一号、第二百四号、第二百三十五号、第二百三十六号、第二百四十八号から第二百五十号まで、第二百八十四号、第二百九十三号、第三百二十四号、第三百三十三号、第三百四十九号から第三百五十二号まで及び第三百五十四号に掲げる第一種指定化学物質
第六分類（単環炭化水素化合物及び八口ゲン化単環炭化水素化合物）	令別表第一第四十号、第六十三号、第八十九号、第九十三号、第三百三十九号、第四百十号、第七十七号、第二百二十四号、第二百二十七号、第二百九十五号から第二百九十七号まで、第二百九十九号及び第三百三十五号に掲げる第一種指定化学物質
第七分類（アミン系、ニトロ系又はアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物）	令別表第一第十五号、第三十八号、第五十二号、第七十一号から第七十三号まで、第七十六号、第八十一号から第八十三号まで、第九十八号、第二百二十七号から第三百十号まで、第三百三十六号、第三百五十七号、第三百五十九号、第六十三号、第六十四号、第二百十九号、第二百二十号、第二百二十五号、第二百二十六号、第二百二十八号、第二百三十四号、第二百三十七号、第二百三十八号、第二百四十号、第二百六十二号から第二百六十四号まで、第三百二号、第三百二十三号及び第三百三十二号に掲げる第一種指定化学物質
第八分類（アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する単環炭化水素化合物）	令別表第一第十四号、第二十一号、第三十五号、第五十七号、第五十九号、第六十二号、第六十七号、第九十七号、第一百四号、第三百三十一号、第五百十八号、第六百八十二号、第六百九十七号、第二百二十一号、第二百三十九号、第二百四十二号、第二百四十四号、第二百五十四号、第二百六十号、第二百六十一号、第二百六十五号、第二百六十六号、第二百九十八号、第三百三十三号、第三百八号、第三百九号、第三百三十九号及び第三百四十四号に掲げる第一種指定化学物質
第九分類（カルボン	令別表第一第二十四号、第二十七号、第二百五号から第二百七号まで、第二百十号、

酸系、硫黄酸系、窒素酸系、炭酸系若しくはシアン酸系又はこれらの誘導体の構造を有する単環炭化水素化合物及び脂環式単環炭化水素化合物)	第百十四号、第百二十二号、第百二十五号、第百四十三号、第百六十五号、第百七十号、第百七十四号、第百九十九号、第二百二号、第二百五号、第二百六号、第二百五十五号、第二百六十七号、第二百六十九号から第二百七十三号まで、第二百七十五号、第二百七十七号、第二百七十九号、第三百号、第三百十二号、第三百二十五号、第三百二十六号、第三百二十八号、第三百三十号及び第三百三十八号に掲げる第一種指定化学物質
第十分類(その他の単環炭化水素化合物)	令別表第一第三十六号、第三十七号、第百四十八号、第百五十号、第百五十三号、第百七十三号、第百八十三号、第百八十四号、第百九十号、第百九十二号、第百九十三号、第百九十五号、第百九十六号、第三百四十七号、第三百四十八号及び第三百五十三号に掲げる第一種指定化学物質
第十一分類(多環炭化水素化合物)	令別表第一第二十九号から第三十一号まで、第百二十号、第百三十八号、第百七十一号、第二百十五号、第二百二十九号、第二百九十号、第三百六号、第三百二十九号、第三百四十号及び第三百四十一号に掲げる第一種指定化学物質
第十二分類(三原子環から五原子環までの複素環化合物)	令別表第一第十八号、第十九号、第三十二号、第四十一号、第五十三号、第七十九号、第九十二号、第百十一号、第百十五号、第百二十六号、第百四十一号、第百四十二号、第百四十七号、第百五十二号、第百五十四号、第百六十一号、第百八十九号、第二百五十七号、第二百七十六号、第二百七十八号、第二百八十一号、第二百八十二号、第三百一号及び第三百二十七号に掲げる第一種指定化学物質
第十三分類(その他の複素環化合物)	令別表第一第二十一号、第二十五号、第二十七号、第四十六号、第五十号、第六十三号、第七十号、第七十六号、第八十一号、第九十号、第九十一号、第九十五号、第百十三号、第百四十六号、第百五十号、第百七十二号、第百八十七号、第百八十九号、第二百十七号、第二百二十七号、第二百四十三号、第二百

四十四号、第二百四十八号、第二百四十九号、第二百五十八号、第二百八十三号、第二百八十六号、第二百九十一号、第三百二十三号、第三百二十五号、第三百二十六号、第三百四十一号、第三百四十二号、第三百五十七号、第三百七十号、第三百八十三号、第三百八十八号、第四百二十二号、第四百二十九号から第四百三十一号まで、第四百三十五号、第四百三十九号、第四百五十号、第四百五十四号及び第四百五十五号に掲げる第一種指定化学物質